

## 東大阪市介護保険事業者等指導実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく保険給付に関する文書の提出等（住宅改修に係るものを除く。）及び東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行）第19条の規定に基づく第1号事業支給費の支給に関する文書の提出等並びにこれに基づく措置として行う介護給付等対象サービス（法第18条第1号に規定する介護給付及び同条第2号に規定する予防給付並びに法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（次条に規定する事業者又は施設が提供するサービス及びこれに相当するサービスをいう。）をいう。以下同じ。）の内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導（住宅改修に係るものを除く。）について基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においた介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付等の適正化を図ることを目的とする。

### (指導方針)

第2条 指導は、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者及び法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者（これらの事業者の指定に係る事業所の従業者

を含む。)、法第8条第28項に規定する介護老人保健施設の開設者等、同条第29項に規定する介護医療院の開設者等、法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設又は施設の開設者等及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設又は施設の開設者等並びに法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(同項の指定に係る事業所の従業者を含む。)(以下これらを「サービス事業者」という。)に対し、法に基づく政令、省令及び告示、東大阪市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(平成24年東大阪市条例第36号)、東大阪市訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成29年4月1日施行)並びに東大阪市通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成29年4月1日施行)に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底を図ることを主眼として実施する。

(体制)

第3条 指導は、福祉部指導監査室において実施するものとする。

(指導の実施方法等)

第4条 指導は、集団指導及び運営指導の方法により行う。

- 2 集団指導は、市長が指定又は許可の権限を有するサービス事業者を、必要な指導内容に応じ、一定の場所に集めて講習会方式により行い、又はオンライン等(オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。)を活用する方法により行う。

3 運営指導は、サービス事業者の事業所において、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行うことを原則とする。ただし、運営体制に関する指導及び介護報酬の請求の適正実施に関する指導に係る事項の内容の確認については、オンライン等を活用することができる。

4 集団指導及び運営指導は、本市が単独で行うほか、厚生労働省、大阪府又は近隣の市町村等と合同で行うことができる。この場合においては、相互に連携を図り、必要な情報交換を行うことにより適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

(指導対象の選定)

第5条 指導は、全てのサービス事業者を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、一定の計画に基づいて、次に掲げる基準により、指導対象を選定する。

(1) 集団指導の選定基準 集団指導は、事業種別、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正の内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等及び指導内容に応じて、サービス事業者を選定する。

(2) 運営指導の選定基準 運営指導は、運営及び介護報酬の請求の指導等を目的として、サービス事業者を計画的に選定する。

(指導の実施通知)

第6条 市長は、集団指導の対象となるサービス事業者を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者に通知する。

2 市長は、運営指導の対象となるサービス事業者を決定したときは、あらかじめ運営指導の根拠規定、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該

サービス事業者に通知する。ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に通知する。

(指導結果の通知)

第7条 市長は、運営指導の結果、人員、設備若しくは運営について改善を要すると認められる事項又は介護報酬の請求について過誤による調整を要すると認められる事項がある場合には、後日、運営指導結果通知書により当該サービス事業者に通知する。

2 市長は、前項の規定により通知した事項について、期限を付して当該サービス事業者から運営指導改善報告書により報告を求める。

(自主点検の指導等)

第8条 市長は、運営指導において、介護報酬の請求に関し過誤が確認されたときは、当該サービス事業者に対し、サービス提供を行った全ての事例に関して、当該過誤と同様の過誤がないかどうかを自主的に点検させるものとする。

2 市長は、自主点検の結果、他の事例にも過誤が確認されたときは、当該介護報酬の請求について、過誤による調整を行うよう指導し、減算内訳書により報告させるものとする。

(監査への変更)

第9条 市長は、運営指導を実施中に次に掲げる場合に該当すると認めるときは、運営指導を中止し、直ちに東大阪市介護保険事業者等監査実施要綱に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

(1) 東大阪市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例、東大阪市訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱又は東大阪市通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱に定める基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(2) 介護報酬の請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(3) 不正の手段による指定等を受けているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 東大阪市介護保険事業者等の指導実施要綱(平成19年6月20日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

2 東大阪市介護保険事業者等監査実施要綱の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「実地指導」を「運営指導」に改める。

3 東大阪市介護保険事業者業務管理体制整備確認検査実施要綱の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「実地指導等」を「運営指導等」に改める。

4 東大阪市指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する要綱の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「実地指導」を「運営指導」に改める。